

# 感染拡大防止営業時間短縮協力金【第7弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

**【協力期間】** 10月1日（金）から10月14日（木）までの全14日間

**【対象地域】** 足利市、栃木市、佐野市、小山市

**【支給額】** 中小企業等 1日当たり2.5万円～7.5万円

[1日当たりの売上高×0.3（下限2.5万円／日、上限7.5万円／日）×14日]

大企業 1日当たり20万円以内

[1日当たりの売上高減少額×0.4（上限20万円／日）×14日]

**【申請方法】** 郵送又はインターネット

**【受付期間】** 10月13日（水）～12月17日（金）（消印有効）

（ただし、インターネットの受付は10月22日（金）から）

詳しくは、「営業時間短縮協力金コールセンター」にお問合せください。

（電話番号）028-651-3707

（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）